

問15 次の「犯罪被害者の方やその家族に関する人権」に関することについて、あなたのお考えを教えてください。（それぞれ一つに○をつけてください）

問15は、「犯罪被害者の方やその家族に関する人権」についての考え方を問うものです。「2 犯罪被害者の方やその家族のことを好奇心でみてしまうのは好ましくない」、「3 犯罪被害者の方やその家族への過剰な取材や報道は制限すべきだ」では、「そう思う」、「どちらかと言えばそう思う」と合わせたYESとの回答が、犯罪被害者の方やその家族に関する人権を尊重することを意味しています。「1 犯罪被害者に対する公的な（経済的）補償は十分だと思う」、「4 犯罪被害者に対する法的支援・医療支援は不十分だと思う」では、人権尊重に関わるのかどうか、判断は難しいと考えます。

表15-1によると、「2 犯罪被害者の方やその家族のことを好奇心でみてしまうのは好ましくない」と「3 犯罪被害者の方やその家族への過剰な取材や報道は制限すべきだ」において、YESの比率が90%を超えています。また、「1 犯罪被害者に対する公的な（経済的）補償は十分だと思う」ではNOが72.3%と高く、「4 犯罪被害者に対する法的支援・医療支援は不十分だと思う」ではYESが69.1%と高い数値になっています。

表15-1の右端の数値は、各項目の平均値を求めたものです。各項目の平均値を求めるにあたって、次のように点数化を行います。

「1 犯罪被害者に対する公的な（経済的）補償は十分だと思う」については、「そう思う」1、「どちらかと言えばそう思う」2、「どちらかと言えばそうは思わない」3、「そうは思わない」4とします。末尾に（逆）を付します。「2 犯罪被害者の方やその家族のことを好奇心でみてしまうのは好ましくない」、「3 犯罪被害者の方やその家族への過剰な取材や報道は制限すべきだ」、「4 犯罪被害者に対する法的支援・医療支援は不十分だと思う」については、「そう思う」4、「どちらかと言えばそう思う」3、「どちらかと言えばそうは思わない」2、「そうは思わない」1とします。

表15-1

	合計	そう思う	どちらかと言えばそう思う	どちらかと言えばそうは思わない	そうは思わない	無回答	平均値
1 犯罪被害者に対する公的な（経済的）補償は十分だと思う・逆	1420	4.7%	18.5%	45.8%	26.5%	4.4%	3.0
2 犯罪被害者の方やその家族のことを好奇心でみてしまうのは好ましくない	1420	59.6%	32.7%	3.2%	2.4%	2.0%	3.5
3 犯罪被害者の方やその家族への過剰な取材や報道は制限すべきだ	1420	76.5%	18.6%	1.8%	1.3%	1.8%	3.7
4 犯罪被害者に対する法的支援・医療支援は不十分だと思う	1420	29.2%	39.9%	18.8%	7.9%	4.2%	2.9

表 15-2-1 は、性別との関連をみたものです。「1 犯罪被害者に対する公的な（経済的）補償は十分だと思う・逆」、「4 犯罪被害者に対する法的支援・医療支援は不十分だと思う」の 2 項目において関連が見られました。

表 15-2-2 は、表 15-2-1 において、統計的有意差が認められた項目について平均値を求めたものです。

表 15-2-1

		合計	そう思う	そう思う と思 う	どちらか と 思 え ば そ う	どちらか と 思 わ な い	どちらか と 思 え ば そ う	ない そ う は 思 わ な い	統計的 検定
1 犯罪被害者に対する公的な（経済的）補償は十分だと思う	男性	616	5.4%		15.9%		47.9%	30.8%	p=.011*
	女性	718	4.7%		22.6%		47.9%	24.8%	
	性別未選択者	11	0.0%		9.1%		36.4%	54.5%	
	合計	1345	5.0%		19.4%		47.8%	27.8%	
4 犯罪被害者に対する法的支援・医療支援は不十分だと思う	男性	614	35.0%		39.4%		16.3%	9.3%	p=.001**
	女性	723	26.6%		43.4%		22.5%	7.5%	
	性別未選択者	11	36.4%		63.6%		0.0%	0.0%	
	合計	1348	30.5%		41.8%		19.5%	8.2%	

表 15-2-2

F1 性別	1 犯罪被害者に対する公的な（経済的）補償は十分だと思う・逆	4 犯罪被害者に対する法的支援・医療支援は不十分だと思う
男性	3.0	3.0
女性	2.9	2.9
性別未選択者	3.5	3.4
合計	3.0	3.0

表 15-2-1 と表 15-2-2 より、次のような解釈が可能です。

「1 犯罪被害者に対する公的な（経済的）補償は十分だと思う・逆」、「4 犯罪被害者に対する法的支援・医療支援は不十分だと思う」では、性別未選択者が男性と女性よりも平均値が高くなっています。

これら 2 項目のみの結果からは、性別と犯罪被害者の方やその家族に関する人権との間に関連があると言えるかどうかについて結論づけることはできません。

年齢との関連をみたところ、表 15-3-1 の 1 項目のみ関連がみられました。

表 15-3-2 は、表 15-3-1 で統計的有意差が認められた項目について平均値を求めたものです。

表 15-3-1

		合計	そう思う	思う	どちらかと言え ばそう	どちらかと思わ ない	そうは思わ ない	統計的 検定
1 犯罪被害者に対する公的な(経済的)補償は十分だと思う	10歳代	124	8.9%	48.4%	27.4%	15.3%	p<.001***	
	20歳代	171	4.7%	25.7%	48.5%	21.1%		
	30歳代	170	7.6%	23.5%	45.9%	22.9%		
	40歳代	191	4.2%	18.8%	44.5%	32.5%		
	50歳代	215	2.3%	10.2%	55.8%	31.6%		
	60歳代	253	5.1%	7.5%	50.2%	37.2%		
	70歳代以上	215	4.2%	18.1%	52.1%	25.6%		
	合計	1339	5.0%	19.4%	47.7%	27.9%		

表 15-3-2

F2 年齢	1 犯罪被害者に対する公的な(経済的)補償は十分だと思う・逆
10歳代	2.5
20歳代	2.9
30歳代	2.8
40歳代	3.1
50歳代	3.2
60歳代	3.2
70歳代以上	3.0
合計	3.0

表 15-3-1 と表 15-3-2 より、「1 犯罪被害者に対する公的な(経済的)補償は十分だと思う・逆」では、年齢が高い人びとよりも、むしろ、年齢が低い人びとの平均値が低い傾向にあることがわかります。

ただし、この結果をもって、年齢と犯罪被害者の方やその家族に関する人権意識との間に関連があると結論づけることはできません。

職種との関連をみると、表 15-4-1 のとおり、1 項目のみ関連がみられました。

表 15-4-2 は、関連が見られた項目について、平均値を求めたものです。

表 15-4-1

		合計	そう思う	思う	どちらかと言え ばそう	どちらかと思わ ない	そうは思わ ない	統計的 検定
1 犯罪被害者に対する公的な(経済的)補償は十分だと思う	自営業	70	8.6%	17.1%	41.4%	32.9%	p<.001***	
	自由業	13	0.0%	23.1%	53.8%	23.1%		
	公務員・教員	61	4.9%	14.8%	49.2%	31.1%		
	経営者・役員	34	2.9%	14.7%	41.2%	41.2%		
	正規職員	321	5.6%	17.8%	48.0%	28.7%		
	非正規職員	275	4.4%	15.6%	52.4%	27.6%		
	学生	162	6.8%	42.0%	34.0%	17.3%		
	無職	392	3.6%	16.1%	51.3%	29.1%		
合計	1328	4.9%	19.6%	47.7%	27.8%			

表 15-4-2

F3 職業	1 犯罪被害者に対する公的な（経済的）補償は十分だと思う・逆
自営業	3.0
自由業	3.0
公務員・教員	3.1
経営者・役員	3.2
正規職員	3.0
非正規職員	3.0
学生	2.6
無職	3.1
合計	3.0

表 15-4-1 と表 15-4-2 より、「1 犯罪被害者に対する公的な（経済的）補償は十分だと思う・逆」について、学生が他の職種よりも平均値が低いことを指摘できます。

この結果のみでは、職種と犯罪被害者の方やその家族に関する人権意識との間に関連があると結論づけることはできません。

地区との関連では、表 15-5-1 のとおり、「2 犯罪被害者の方やその家族のことを好奇心目でみてしまうのは好ましくない」の 1 項目のみ関連がみられました。

表 15-5-2 は、関連の見られた項目の平均値を求めたものです。

表 15-5-1

		合計	そう思う	思う	どちらかと言えばそう	どちらかと言えばそう	ない	そうは思わない	統計的検定
2 犯罪被害者の方やその家族のことを好奇心目でみてしまうのは好ましくない	三田地区	157	61.8%	29.3%	3.8%	5.1%			p=.027*
	三輪地区	176	58.0%	35.8%	3.4%	2.8%			
	広野地区	56	51.8%	42.9%	0.0%	5.4%			
	小野地区	28	64.3%	35.7%	0.0%	0.0%			
	高平地区	34	61.8%	32.4%	0.0%	5.9%			
	藍地区	26	57.7%	42.3%	0.0%	0.0%			
	本庄地区	23	47.8%	30.4%	8.7%	13.0%			
	フラワータウン地区	269	58.4%	36.4%	4.5%	0.7%			
	ウッディタウン地区	436	63.8%	31.4%	2.5%	2.3%			
	カルチャータウン地区	47	66.0%	27.7%	6.4%	0.0%			
	つつじが丘地区	87	65.5%	28.7%	5.7%	0.0%			
	合計	1339	60.9%	33.2%	3.4%	2.5%			

表 15-5-2

F4 地区	2 犯罪被害者の方やその家族のことを好奇心でみてしまうのは好ましくない
三田地区	3.5
三輪地区	3.5
広野地区	3.4
小野地区	3.6
高平地区	3.5
藍地区	3.6
本庄地区	3.1
フラワータウン地区	3.5
ウッディタウン地区	3.6
カルチャータウン地区	3.6
つつじが丘地区	3.6
合計	3.5

表 15-5-1 と表 15-5-2 より、「2 犯罪被害者の方やその家族のことを好奇心でみてしまうのは好ましくない」について本庄地区の平均値が低いことがわかります。

ただ、この結果のみでは、地区と犯罪被害者の方やその家族に関する人権意識との間に関連があると結論づけることはできません。